

○小鹿野町移住支援金交付要綱

令和元年7月1日

告示第21号

改正 令和2年3月31日告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、本町における移住促進及び就業・起業者の創出に取り組むことで、町の活力を高めるため、町が埼玉県とともに作成した地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画をいう。）である「埼玉県移住就業・起業支援計画」（以下「本件地域再生計画」という。）に基づき、東京23区等から本町に移住して就業又は起業した者に、予算の範囲内において、移住支援金を交付することに関し、必要な事項を定める。

2 前項の移住支援金の交付に関しては、小鹿野町補助金等の交付手続きに関する規則（平成17年小鹿野町規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「移住」とは、本町へ住民票を異動し、生活の本拠を本町へ移すことをいう。

2 この告示において「東京圏」とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。

3 この告示において「条件不利地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号。以下「山村振興法」という。）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

4 この告示において「埼玉県内対象地域」とは、過疎法、山村振興法の指定

区域を含む市町村をいう。

(移住支援金の金額)

第3条 移住支援金は次条で定める交付対象者に対し、次に掲げるいずれかの額を支給する。

(1) 単身での移住の場合 60万円

(2) 世帯(世帯人員が2人以上)での移住の場合 100万円

(交付対象者)

第4条 移住支援金の交付対象者となる者は、第1号で定める要件を満たす者のうち、第2号又は第3号の要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる第1号ア、イ及びウすべてに該当すること。前条第2号の世帯向けの金額を申請する場合にあっては、第1号エにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(ただし、条件不利地域を除く。)に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと。

(イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京都、千葉県及び神奈川県(ただし、上記1都2県にあっても条件不利地域を除く。)に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 本町に移住したこと。

(イ) 埼玉県が「移住就業等支援金支給事業補助金交付要綱」及び「移住就業等支援金支給事業補助金交付要領」に基づき、移住就業等支援金支給事業の詳細を移住希望者に対して公表した後（以下「県が事業の詳細を公表後」という。）に、移住したこと。

(ウ) 移住支援金の申請時において、移住後3箇月以上1年以内であること。

(エ) 本町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他、埼玉県又は町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

エ 世帯に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、埼玉県が事業の詳細を公表後に移住したこと。

(エ) 申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも移住後3箇月以上1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(2) 就業先及び就業条件等に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア 勤務地が埼玉県内対象地域、東京圏以外の地域又は埼玉県以外の東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 埼玉県を含む各都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに求人を掲載している法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3箇月以上在職していること。

オ 同条第2号アからエまでに定める求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

本件地域再生計画に基づく起業支援金の交付決定を受けており、かつ移住支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める日までに、移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 全申請者が提出必須の書類

- ア 移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
 - イ 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
 - ウ 移住先の住民票の写し
 - エ 移住元の住民票の除票の写し
 - オ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
 - カ その他町長が必要と認める書類
- (2) 前条に規定する交付対象者のうち東京23区への通勤者（雇用者）のみ提出が必要な書類
- 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書その他移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- (3) 前条に規定する交付対象者のうち東京23区への通勤者（法人経営者又は個人事業主）のみ提出が必要な書類
- ア 開業届出済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類
 - イ 個人事業等の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類
- (4) 世帯人員が2人以上の世帯向けの金額を申請する場合にのみ必要な書類
- ア 移住先の住民票の写し
 - イ 移住元の住民票の除票の写し
- (5) 前条第2号の就業先及び従業条件等に関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類
- 就業先企業等の就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号）
- (6) 前条第3号の起業に関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類
- 起業支援金の交付決定通知書の写し

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 支援金の申請日から5年以内に本町での居住が困難となった場合又は支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職に在職すること

が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、埼玉県又は本町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 町長は、支援金の交付を決定し額の確定をしたときは、移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

- 2 審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その理由を付して移住支援金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(支援金の請求)

第8条 支援金の交付の決定及び確定を受けた者が支援金を請求しようとするときは、前条に定める交付決定通知書を受け取った日から起算して10日以内に（若しくは「町長が別に定める日までに」）、請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書再交付申請書（様式第7号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 町長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書〔再交付〕（様式第8号）により、申請者に交付する。

(支援金の返還)

第11条 町長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要

件に該当する場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として埼玉県知事及び町長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満で本町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内で本町から転出した場合

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第37号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年3月9日から適用する。